

令和 5 年度

新城北設楽交通災害共済組合
一般会計決算審査意見書

新城市監査委員

新監 6・1・2

令和6年8月16日

新城市長 下江洋行様

新城市監査委員 夏目道弘

新城市監査委員 中西宏彰

令和5年度新城北設楽交通災害共済組合一般会計決算審査意見について

地方自治法第292条において準用される同法第233条第2項ならびに同法施行令第5条第2項および第3項の規定に基づき、審査に付された令和5年度新城北設楽交通災害共済組合一般会計決算について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和5年度 新城北設楽交通災害共済組合一般会計決算審査意見

第1 審査の対象

令和5年度 新城北設楽交通災害共済組合一般会計決算

第2 審査の期間

令和6年5月31日から令和6年8月16日まで

第3 審査の方法

この審査にあたっては、市長から提出された新城北設楽交通災害共済組合一般会計決算書について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおき、関係帳簿及び証拠書類等との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

第4 決算の概要

歳入歳出予算現額 103,282,000円に対する決算額は、

歳入 103,276,217円

歳出 103,271,507円 である。

歳入から歳出を差し引いた残高4,710円は、令和6年4月1日に組合規約に基づき新城市が継承している。

第5 審査の結果

歳入歳出決算書等はいずれも関係法令に準拠して作成され、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、係数は正確で適正に表示されているものと認めた。

第6 むすび

新城北設楽交通災害共済組合は、自動車の普及に伴って増加する交通事故が社会問題となり、交通事故の救済制度が十分でなかった昭和45年に設立され、以後53年にわたりて交通事故被害者の救済という住民福祉の向上のため、見舞金制度の拡充等を行ってきた。設立以降、関係市町村の人口の70%以上の加入率を維持してきたが、民間の傷害保険や自動車共済制度の普及に伴い、平成17年度以降は加入者が年々減少する状況が続き、平成29年度以降は基金を取崩しながらの経営であった。この様な状況を鑑みて、行政が行う共済制度の必要性が薄れるとともに、設立当初の目的は十分に達せられたとの認識のもとに、本組合の解散が決定された。

本組合の解散は、地方自治法の規定に則り、令和6年3月の組合議会にて審議、可決された。

組合が解散された場合の組合の収支は解散日を持って打ち切り決算とされ、この決算は事務を承継した新城市長に送付され、市長はこれを新城市監査委員の審査に付し、その意見を付けて市議会の認定に付さなければならない。この一連の規定に基づき審査するものである。

令和5年度の新城北設楽交通災害共済組合の一般会計決算は、歳入総額103,276,217円、歳出総額103,271,507円で、歳入歳出差引残高4,710円となった。歳入では、基金

からの繰入金 103,275,160 円が主なもので、歳出においては、関係市町村への残余財産の処分金 99,457,000 円が主な経費である。各市町村への処分額は、それぞれの会費総額から支出された見舞金総額を差し引いた余剰額に、それ以外の残余財産を加入者割により按分した額を加算したものを各市町村への配分額としたものであり、歳入歳出差引残額の 4,710 円は新城市に継承された。この配分は組合議会で承認されたものである。

決算資料等を審査した結果、適正に処理されていることを確認したものである。